改正前地共済法附則第二十条第一項及び第二十八条の四の見出し	退職共済年金		旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十八条の四第二項	退職共済年金の額を		旧職域加算退職給付の額を
	遺族共済年金の額を		旧職域加算遺族給付の額を
改正前地共済法附則第二十八条第二項及び第七項、第十八条第二項第九号（第八条並びに第二十条の見出し及び同条第二号	退職共済年金		旧職域加算退職給付
改正前地共済法附則第二十八条の四第一項	第四十四条の二から第四十四条の五まで		適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十条第十一項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、平成二十七年経過措置政令第十一条第一項の規定により読み替えられた規定であつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十三条の二から第四十三条の五まで
改正前地共済法附則第二十八条の二第二項	第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
改正前地共済法附則第二十八条の二第三項	第四十四条の三（第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
改正前地共済法附則第二十八条の二第四項	第四十四条の四（第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
改正前地共済法附則第二十八条の二第五項	第四十四条の五		適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
改正前地共済法附則第二十八条の二の四	組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間		組合員期間
	退職共済年金		旧職域加算退職給付

2　平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

改正前地共済法附則第二十条の二第一項、第二十条の三第一項及び第二十八条の十三第二項の規定	これらの規定		同号
改正前昭和六十年地共済改正法附則第二条第一項	第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法		被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年法律」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定により平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地方公務員共済組合法」という。）第七十八条の二第一項又は第七十八条の三第一項の規定により読み替えられた場合における当該読み替えられた旧地方公務員共済組合法第七十八条の二第一項又は第七十八条の三第一項の規定（これらの規定であつて、平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	規定中	旧地共済施行日前期間
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条第一項	規定中「千分の五・四八一」とあるのは同表の第二欄に掲げる割合に、		規定中	旧地共済施行日前期間には
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十八条	組合員期間が二十年未満	組合員期間には	旧地共済施行日前期間	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が二十年未満
改正前昭和六十年地共済改正法附則第十九条第二項及び第三十五条並びに第一項から第三項まで	附則第二十条の二第二項中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の七・三〇八」と、		附則第二十条の二第二項中	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）が
	組合員期間		旧地共済施行日前期間	